必要となる法令等の手続

	名　称	内　　容	相談窓口
1	国土利用計画法	一定規模以上の土地売買等の契約を締結して土地を取得した者は、契約締結日から起算して２週間以内に市長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が 2,000 ㎡以上、市街化調整区域が 5,000 ㎡以上、都市計画区域外が 10,000 ㎡以上の契約である。	土地政策課 （054-221-1408）
2	都市計画法	一定規模以上の敷地において、建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 （市街化区域 1,000 ㎡、市街化調整区域 500 ㎡、都市計画区域外 1ha）	土地政策課 （054-221-1118）
3	河川法	河川区域内で土地を占用（第 24 条）、工作物の新築・改築・除却（第 26 条第１項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第 27 条第１項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。 また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には 河川管理者の許可が必要となる。	【葵区・駿河区】 土木管理課 （054-221-1442） 【清水区】 土木事務所 （054-354-2218） 【県管理河川】 静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 （054-286-9316）
4	港湾法	都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる。	静岡県 清水港管理局 管理課 （054-353-2202）
5	海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・ 切土等の一定の行為をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。	水産振興課 （054-354-2186） 静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 （054-286-9316）

	名　称	内　　容	相談窓口
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 （054-286-9316）
7	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。 ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 （054-286-9316）
8	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 （054-286-9316）
9	景観法 （静岡市景観条例・静岡市景観計画）	本市においては、市内全域を景観法第８条に基づく「静岡市景観計画」の区域に定めている。区域内（市内全域）において、土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュールで、設置する区域の敷地面積が 1,000 ㎡（景観計画重点地区においては 10 ㎡）を超える新設、増築、改築又は移転については、行為の 30 日前までに届出が必要となる。	景観まちづくり課 （054-221-1049）

	名　称	内　　容	相談窓口
10	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域は、市が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、原則として、農地以外の利用が禁止されている。	農地利用課 （054-266-7234）
11	農地法	太陽光発電設備を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと） などの規制がある。 ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。 ○市街化区域の農地をあらかじめ農業委員会に届出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）等の敷地に転用する場合	農業委員会事務局 （054-266-7234）
12	森林法	都道府県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可（面積が 0.5ha を超える林地開発）又は伐採及び伐採後の造林届出書（面積が 0.5ha 以下の小規模林地開発）の手続きを行う必要がある。 保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。また、保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。	森林経営管理課 （054-221-1627）
		立地調査（地域森林計画対象森林及び保安林区域の確認等）	静岡県 中部農林事務所 治山課 （054-286-9071）
		新たに森林の土地の所有者となった者は、市長にその旨を届け出なければならない。	森林経営管理課 （054-221-1605）

	名　称	内　　容	相談窓口
13	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 静岡市文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は静岡県及び静岡市文化財保護条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官又は静岡市教育長への届出が必要となる。 工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階から協議すること。 埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から静岡市歴史文化課と協議すること。	歴史文化課 （054-221-1069）
14	土壌汚染対策法	土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が一定の規模以上の場合、原則として届出が必要となる。	環境保全課 （054-221-1359）
15	自然公園法	本市においては、「南アルプス国立公園」が指定されている※。この地域において工作物の新・増・改築行為は、環境大臣、関東地方環境事務所長、又は市長の許可が必要となる。 なお、特別地域内において、1 ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。 ※静岡県自然保護課のホームページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	環境共生課 （054-221-1466）
	静岡県立自然公園条例（自然公園法）	本市においては、「奥大井県立自然公園」と「日本平・三保松原県立自然公園」が指定されている※。また、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域：太陽光発電施設の新・増・改築行為は、市長の許可が必要となる。 ② 普通地域：太陽光発電施設に関する、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 ㎡を超える場合は、市長に届出が必要となる。 なお、特別地域内において、1 ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。 ※静岡県自然保護課のホームページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	環境共生課 （054-221-1466）

	名　称	内　　容	相談窓口
16	静岡県自然環境保全条例（自然環境保全法）	土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。	静岡県 くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)
17	静岡市環境影響評価条例	以下のいずれかに該当する場合には、環境影響評価の対象となる。 ○特定区域内において行われる事業であって、敷地面積が５ヘクタール以上であるもの ○都市計画区域外において行われる事業であって、敷地面積が25ヘクタール以上又は森林伐採面積が10ヘクタール以上であるもの ○都市計画区域内において行われる事業であって、敷地面積が50ヘクタール以上又は森林伐採面積が20ヘクタール以上であるもの	環境共生課 （054-221-1466）
	静岡県環境影響評価条例	環境影響評価の対象となるものは以下のとおりである。 ○第１種事業（環境影響評価必須） 敷地面積 50ha 以上又は森林を伐採する区域の面積 20ha 以上 ○第２種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積 20ha 以上 50ha 未満。ただし、特定地域内は敷地面積５ha 以上 ※静岡市環境影響評価条例が適用される場合は、この条例は適用されません。	静岡県 くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255)
18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備の設置又は撤去に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者（元請業者）が事業用地外（300 ㎡以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する政令市長への届出が必要となる（法第 12 条第３項）。 法第 15 条の 17 の規定により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要となる（法第 15 条の 19）。 太陽光発電設備の撤去に伴い、一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、市長の許可が必要となる（法第 15 条）。	廃棄物対策課 （054-221-1363） 静岡県 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課 （054-221-2423） （事業場外保管）
19	清水港・みなと色彩計画	清水港・みなと色彩計画に基づく清水港周辺の景観において、良好な景観を形成・保全するため、清水港・みなと色彩計画推進協議会と協議を行い、地域の特性に配慮することが必要である。	清水みなと振興課 （054-354-2342）
20	工場立地法	売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電設備は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第６条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電設備を設置する場合は、従来どおり工場立地法第８条の変更の届出をしなければならない。	産業基盤強化本部 （054-354-2046）

	名　称	内　　容	相談窓口
21	静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例	林道東俣線を車両（軽車両を除く）で通行しようとする場合は市長の許可が必要である。	森林経営管理課 （054-221-1628）
22	静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	一定規模以上の敷地において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更が生じる場合は、承認を受けなければならない。 （市街化区域 10ha、市街化調整区域 5ha、都市計画区域外 2,000㎡）	土地政策課 （054-221-1118）
23	静岡市風致地区条例（都市計画法）	風致地区内において建築物・工作物の建築や宅地の造成、木竹の伐採を行おうとするものは市長の許可を受けなければならない。	緑地政策課 （054-221-1249）
24	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築物に該当するため建築確認申請や完了検査申請が必要である。なお、屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、申請は不要である。	建築安全推進課 （054-221-1259）
26	建設リサイクル法	コンクリート等特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上のものについて、分別解体・再資源化等が必要となる。 ① 建築物の解体工事：床面積の合計 80m2 ② 建築物の新築・増築工事：床面積の合計 500m2 ③ 建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）：請負代金の額 1億円 ④ 建築物以外の工作物の工事（土木工事等）：請負代金の額 500 万円	建築安全推進課 （054-221-1267）
27	道路法	事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（第 24 条）。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第 32 条）。 道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第 47 条の２）。	【葵区・駿河区】 土木管理課 （　　054-221-1442）【清水区】 土木事務所 （054-354-2218）
28	特定都市河川浸水被害対策法	本市においては、平成 21 年に二級河川巴川が特定都市河川に指定された。二級河川巴川流域内の宅地等以外の土地において、土地の改変（太陽光発電施設の設置を含む）に伴う 1000 ㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、市長の許可が必要となる（第 30 条）。	【葵区・駿河区】 河川課 （054-221-1087） 【清水区】 土木事務所 （054-354-2247）

	名　称	内　　容	相談窓口
29	静岡市法定外公共物管理条例	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。 (1)法定外公共物が存する土地を占用すること。 (2)法定外公共物において、土石及び生産物を採取すること。 (3)法定外公共物において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (4)法定外公共物を横過し、又はその地下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (5)法定外公共物において、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植及びその伐採をすること。 (6)法定外公共物の維持、修繕、改良等のため当該法定外公共物の構造を変更する工事を行うこと。 (7)前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の機能に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。 ２　前項各号に掲げるもののほか、第2条第2号に係る法定外公共物において、流水を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	【葵区・駿河区】 土木管理課 (054-221-1442) 【清水区】 土木事務所 (054-354-2218) 【林道】 森林経営管理課 (054-221-1628)
30	静岡市火災予防条例	指定数量以上の危険物を蓄電池設備内で取り扱う場合は、市長の許可を受けなければならない。(消防法第 10 条) また、指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を取り扱う場合は、あらかじめ管轄する消防署へ届け出なければならない。(火災予防条例 66 条) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。)、蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）を太陽光発電設備に併設しようとする場合は、あらかじめ管轄する消防署へ届け出なければならない。(火災予防条例第 63 条)」	予防課 (054-280-0190) 又は管轄の消防署
31	静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例	● 何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。 ● 一定の規模（1,000 ㎡）以上の次の行為は、事前の届出が必要となる。 ① 盛土規制法の許可が必要な盛土、堆積 ② 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く） なお、土石の現地流用による盛土等は汚染の拡散が生じないため対象外。	静岡県 くらし・環境部 生活環境課 問合せはwebに設置した専用の問合せフォームからお願いします。

	名　称	内　　容	相談窓口
32	宅地造成及び特定盛土等規制法（静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例）	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域内で行う宅地造成や田畑転換等で、盛土・切土をする場合や、土石の仮置き等で一時的に土石の堆積を行う場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 許可を要する規模 ＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ ① 盛土で高さが１m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが２m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが２m超の崖を生ずるもの ④ 盛土で高さが２m超となるもの ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡超となるもの ＜一時的な土石の堆積＞ ⑥ 最大時に堆積する高さが２m超かつ面積が 300 ㎡超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が 500 ㎡超となるもの	土地政策課 （054-221-1591）
33	静岡県水循環保全条例	水源保全地域（※）内で土地取引や開発行為を行うとき、２か月前までに知事に届出が必要となる。 ※水源保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域	静岡県 くらし・環境部 水資源課 （054-221-2289）

※本市や静岡県が窓口となっている法令等の一覧であるため、他にも手続が必要な法令等が存在する場合があることに注意すること。また、法令等は制定・改廃等が行われることがあるため、記載されていない法令等も確認すること。